

## 口座を開設されるお客さまへのお願い（個人）

近年、預金口座を悪用した振り込め詐欺等が発生しており、社会的にも大きな問題となっております。

当行ではこうした金融犯罪を未然に防止するため、預金口座の開設をご希望されるお客さまに対して犯罪収益移転防止法等の関連法令等に基づき、下記書類のご提出をお願いしております。

お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 【 ご用意いただく書類 】

## 本人確認書類

## 【顔写真のある本人確認書類】

以下の本人確認書類の場合には、窓口で原本をご提示ください。

○運転免許証

○運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）

○旅券（パスポート）

※令和2年2月4日以降に申請された旅券には、別途、現住所の記載のある補足書類が必要となります。

○在留カード

○マイナンバーカード

○その他官公庁から発行された顔写真付きの書類で氏名・住所・生年月日が記載されているもの。

## 【顔写真のない本人確認書類】

以下の本人確認書類の場合には、窓口で原本をご提示いただくことに加え、現住所の記載のある公共料金の領収書等（携帯電話代の領収書は除く）で領収書日付が6ヶ月以内のものを併せてご提示ください。

○各種健康保険証

○各種福祉手帳

○各種年金手帳 等

※いずれも、住所・氏名・生年月日の記載のあるものに限りです。

## 【上記の本人確認書類に記載されている住所が現住所と異なる場合】

現住所の記載のある次の補足書類のご提出をお願いいたします。

○国税・地方税の領収書、納税証明書

○社会保険料の領収書

○公共料金の領収書

## 【 ご留意事項 】

・「犯罪収益移転防止法」に基づき、口座の開設理由や利用目的、お客さまの職業・業種等をご確認させていただきます。

・すでに当行に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

・口座の開設に際して当行が必要と判断した場合には、さらに詳細な口座開設の理由を伺い、追加の資料をお願いする場合がございます。また、口座の開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上